

1. はじめに

平成20年6月20日、淀川水系河川整備計画案が国土交通省近畿地方整備局より示され、京都府にも河川法に基づき知事意見を求められた。平成9年河川法が改正されて以降、京都府が国から河川整備計画案に対する意見を求められるのは2回目（平成15年由良川水系河川整備計画策定の際意見回答）であるが、今回は特に、各分野の専門家の集まりである淀川水系流域委員会と整備局の意見対立が残ったまま各府県に意見が求められたという点で従来と大きく異なっている。

ここでこれまでの経緯を少し振り返っておく。淀川の整備計画の議論が本格的に始まったのは7年半前の平成13年2月に淀川水系流域委員会が発足してからである。平成15年1月には流域委員会が“ダムは原則建設しない”等の「提言」をとりまとめ、平成17年7月に整備局が「淀川水系5ダムについての方針」を発表。“天ヶ瀬ダム再開発は「実施する」、大戸川ダムは「当面実施しない」としたのに対し、流域委員会は「『淀川水系5ダムについての方針』に対する見解」の中で、“天ヶ瀬ダム再開発事業を「実施する」という方針は委員会での検討審議の結果と概ね一致するものであり、委員会はこの方針に賛成します”と述べている。しかし、その後、各ダムの地元の反発等もあって議論は再び紛糾し、淀川水系河川整備基本方針策定後の平成19年8月28日には大戸川ダムの実施を含む淀川水系河川整備計画原案を整備局が発表。延べ20回を超えるその後の流域委員会では、主に下流に対するダムの必要性和耐越水堤防の議論に終始し、今年4月25日には、全てのダムに対し“現時点において、ダム建設の「実施」を淀川水系河川整備計画に位置付けることは適切ではないと判断する。”とする「淀川水系河川整備計画原案(19.8.28)」に対する意見が提出された。この間、府としても整備局と流域委員会との議論を注視し続け、意見の食い違いが顕在化してからは両者の関係正常化も促してきたところである。

淀川水系の治水対策は、京都府にとっても最重要事項のひとつである。しかしながら、最良の事業の組み合わせは何か、より効率的、効果的な進め方はないのかということ府民に合理的に説明するために、まだ詳細な検討が必要な課題がいくつか残っている。このため、府に特に関わりの深い事業の必要性和その効果について客観的評価を行うため、学識経験者による技術検討会を設置することにした。委員は、立川康人京都大学大学院工学研究科准教授（水文・水資源）、戸田圭一京都大学防災研究所教授（都市河川・防災）、内藤正明（NPO法人）循環共生社会システム研究会代表（地球環境）、中川博次京都大学名誉教授（水工水理、河川構造物）（五十音順、順不同）の4氏にお願いした。時間的制約もあり、技術検討会ではまず論点の絞り込みを行い、①各ダムの京都府域への効果、②耐越水堤防、堤防強化との最適組み合わせと他の代替案、③桂川の対策、④京都府としての優先順位、を集中的に検討した。検討は市町村やマスコミに公開で行ってきたが、まとまった見解を示すのは今回が初めてであり、今後、内外の意見や最新の検討結果を踏まえ必要な修文を加えていきたいと考えている。